未成年者を被保険者とする生命保険契約の適切な申込・引受に関するガイドライン

本ガイドラインは、会員各社が未成年者、特に１５歳未満の方を被保険者とする生命保険を引受けることに関する対応における参考の用に供するために策定したものである。本ガイドラインは拘束力を有するものではないが、各社においては、自己責任に基づく対応を前提に、関連法令等に則り、本ガイドラインの内容も参考としつつ、商品の特性や募集形態等に応じた適正な対応を確保するよう努めることが望ましい。

なお、本ガイドラインに記載されている字義通りの対応でなくても、未成年者保護の観点からモラルリスクの排除・抑制に向けた適切な引受実務の遂行に関して合理的かつ同様の効果が認められるのであれば、その対応を妨げるものではない。

令和６年４月１日
生命保険協会

制定　平成２１年１月２９日
改正　令和５年６月２日
改正　令和６年４月１日

Ⅰ．総論

○本ガイドライン策定の目的

本来、生命保険の引受にあたっては、被保険者の生死が保険金受取人に及ぼす経済的需要を勘案して、付保額の合理性を判断するべきである。経済的需要とは、被保険者が死亡事故にあった場合に、保険金受取人が何らかの経済的な損害を被ったり、または当然得られると期待していた経済的利益が失われたり、あるいは何らかの経済的負担を余儀なくされたときに発生するものである。

未成年者の死亡保険については、法制審議会や金融審議会第二部会「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」において検討が行われ、平成20年1月31日付同ワーキング・グループ報告において、「被保険者の同意を得ることができない未成年者に対する死亡保険のうち、モラルリスクの高いものについては、当局、業界、保険会社各社において、効果的なモラルリスク対策を実施すべきである」との指摘がなされ、平成20年7月3日の同ワーキング・グループにおいて「未成年者・成年者の死亡保険にかかる業界・保険会社の対応について（案）」が提示された。

このような指摘等も踏まえれば、生命保険契約（団体保険契約を除く。以下同じ。）における他人を被保険者とする死亡保険において、それが未成年者、特に１５歳未満である場合には、被保険者同意の取得が困難なケースがあることも踏まえ、親権者等の法定代理人の同意を要することに加えて、引受の審査において、より合理的な付保額の範囲内であるといった適切な基準を設ける等、モラルリスクの排除・抑制に更に取組む必要がある。

本ガイドラインは、未成年者、特に１５歳未満の方が被保険者となる生命保険契約の申込・引受がより一層適切に行われるよう、会員各社が留意すべき事項を策定したものであり、会員各社は本ガイドラインの策定趣旨を踏まえた適正な対応の確保に努めるものとする。

なお、死亡保険の支払審査においては、死因等に不審な点がないか等について慎重かつ厳正な判断を行っているが、未成年者、特に１５歳未満の方を被保険者とする死亡保険の支払審査においても同様に、慎重かつ厳正な判断を行う。

Ⅱ．各論

１．適切な社内基準の設定

ａ．適切な付保保険金額の上限の設定

会員各社は法令および「保険会社向けの総合的な監督指針」も踏まえ、保険契約者または被保険者の収入・資産・逸失利益等を勘案した妥当な保険金額を付保するための社内基準の設定に取組んでいるところであるが､未成年者､特に１５歳未満の方を被保険者とする死亡保険については、被保険者同意の取得が困難なケースがあることも踏まえ、モラルリスクを排除・抑制する観点から、未成年者の死亡によって生ずる経済的需要を勘案した妥当な引受保険金限度額を社内基準として設定する（設定にあたっては、金融審議会第二部会 保険の基本問題に関するワーキング・グループの議論等も参考にすること)。

また、引受保険金限度額以内であっても、モラルリスク上の懸念があると判断される場合には、引受を行わない、あるいは引受保険金を減額するなど慎重な引受判断を行う。

ｂ．その他適切な社内取扱基準の設定

未成年者、特に１５歳未満の方を被保険者とする死亡保険を引受けるにあたっては、各社の販売商品等の特性などに応じ、モラルリスク排除のための適切な社内取扱基準を設ける。

２．適切な被保険者同意の取得

未成年者、特に１５歳未満の方を被保険者とする生命保険の契約締結時においては、被保険者本人の同意の取得が困難であるケースも想定されるため、親権者等の法定代理人の同意を取得する。

（１５歳以上の場合には、本人及び親権者等の法定代理人の同意を取得する。）

３．契約内容登録制度等の結果を踏まえた引受判断

会員各社は法令および「保険会社向けの総合的な監督指針」も踏まえ、保険金額の決定に際しては、生命保険協会の「契約内容登録制度」および「契約内容照会制度」を利用する等、モラルリスクの排除のため効果がある方法を採用する体制を整備しているところであるが、未成年者、特に１５歳未満の方を被保険者とする生命保険契約については、未成年者保護の必要性の趣旨を勘案し、「契約内容登録制度」・「契約内容照会制度」の照会結果を十分に踏まえてより慎重な引受判断を行う。

４．適切な保険募集態勢の構築

会員各社は法令および「保険会社向けの総合的な監督指針」も踏まえ、保険金額の妥当性を判断・確認する方法等について募集人に対して適正に教育・指導を行うよう取組んでいるところであるが、未成年者、特に１５歳未満の方を被保険者とする生命保険契約については、更に、保険商品が消費者の保障ニーズに合致した内容であることを募集人、管理者および本社管理部門が確認するなどの内部態勢の整備や、社内基準遵守による厳正な運営を行う。

なお、「金融サービスの提供に関する法律」により策定・掲示が義務付けられる勧誘方針において、未成年者を被保険者とする生命保険契約については、モラルリスクを排除・抑制する観点から適切な募集に努める旨記載する。

５．適正な商品ラインアップの提供

未成年者、特に１５歳未満の方を被保険者として販売する商品については、販売対象層の保障ニーズに合致したラインアップを用意すること、すなわち、貯蓄、医療、死亡等の消費者ニーズを勘案した商品を提供できる体制の構築を行うことが重要である。なお、商品開発にあたっては、消費者の声等を勘案して、より消費者のニーズに適合した商品の開発に努める。

以　上